

小樽市高圧電気料金高騰対策支援金 Q&A

- Q1 市内で事業を行っており、法人の本社は市外にあるが対象となるか。**
市内で高圧の電力を契約又は使用している事業所があれば対象となります。
- Q2 自社の契約が高圧であるかどうか分からない場合はどのように確認したらよいか。**
電力会社から発行される請求書等に高圧であれば6kVと供給電圧が記載されております。受変電設備（キュービクル）の有無も一つの目安となります（設置していなければ低圧の可能性が高いです）。
- Q3 市内に事業所があり、法人の本社は市外にある。事業所の代表者が申請する場合、委任状は必要か。**
本社の代表者が申請する場合を除き、委任状の提出が必要です。
- Q4 市内の1建物で代表者が高圧の契約を結び、複数事業者が共同で受電している場合（ショッピングモールなど）、申請は誰が行うのか。**
原則として、電力の契約を行っている方など代表者が建物全体分をまとめて申請してください。ただし、公共施設にテナントとして入居している場合は、入居者が直接申請してください。
- Q5 同一事業者が経営する店舗が市内に複数あり、支店ごとに高圧電力を契約している場合の申請はどうしたらよいか。**
全店舗分をまとめて申請してください。支援金額は全店舗分の合算で上限200万円となります。
- Q6 市が実施しているその他の物価高騰対策支援金との併給は可能か。**
一つの事業所について、併給することはできません。他の支援金と比較し、有利な方を申請してください。
- Q7 指定管理制度を導入している公共施設は対象になりますか。**
対象になりません。
- Q8 電気料金の請求書を紛失等した場合、どうしたらよいか。**
電力会社によっては、WEBによる契約内容や請求内容の案内を行っておりますので、契約先の電力会社へお問い合わせください。
- Q9 複合施設やテナントビルなど多数の事業者が入居している場合、どのように申請するのか？**
テナントが入居する施設を管理・運営されている事業者の方は、入居しているテナント分を取りまとめて申請いただくよう、ご協力をお願いいたします。
テナント分を取りまとめることが困難な場合は、各テナントから直接、市に申請することも可能とありますが、当該施設が高圧電力を契約しているかなど、電力会社からの請求書等により確認が必要となりますので、その際は、請求書等の提出などにご協力をお願いいたします。

Q10 高圧の電力を契約している法人が、電力を使用している法人と別会社の場合、どちらの法人が申請するのか？

電力を使用している法人が申請してください。

※テナントが入居する施設を管理・運営されている事業者の方は除く

Q11 前回（令和6年度）実施した高圧電気料金高騰対策支援金から変更した点はあるか？

主な変更点は次のとおりです。

- ・対象経費とする電気料金の期間を拡大

前回：令和6年1月～令和6年3月（3か月間）のいずれか1か月分

今回：令和7年4月～令和8年3月（12か月間）のいずれか1か月分

- ・1 kWh当たりの支援金単価の規定を変更

前回：1 kWh当たり3.0円

今回：1 kWh当たり3.0円以内（申請状況によっては、単価を調整する場合あり）

- ・申請方法の一部簡略化

前回添付を求めていた「履歴事項全部証明書」を添付不要としたほか、郵送以外の申請方法としてオンライン申請フォームを追加しました。